

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

下村義則君の質問を許します。御登壇願います。下村義則君。

○2番（下村義則君） 新生会の下村義則です。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問いたします。

地球温暖化の影響とも言われていますが、異常気象が本県を含め、地球規模で大きな災害を多発しております。北半球では記録的な熱波に襲われ、7月初旬にはアメリカ大リーグのエンゼルスの大谷翔平選手と、ドジャースの前田健太投手の対戦した試合を夜間開始したところ、気温42度で開始したそうです。また、カリフォルニア州では、この夏50度超えの気温を記録しています。また、日本においても7月23日に埼玉県熊谷市で41.1度の最高気温を記録しましたし、東京でも初めて40度を超えました。

この温暖化の影響は、一方で冬には猛寒波をもたらす要因となり、地球の異変は自然災害を招いて、農林水産業に深刻な影響を与えています。7月に発災した西日本豪雨では、200名を超える犠牲者を出しました。大雨特別警報が発令されても、防災無線が聞こえづらかったということもありますが、82%の住民の方が自宅周辺で被災されたそうです。夜間の避難や情報伝達の難しさが改めて浮き彫りになったと言われてしています。

それでは、最初に防災・減災について質問いたします。

1点目は、昨年9月の一般質問でも伺いましたが、防災ラジオの貸与台数について伺います。全世帯への貸与を早期に完了するため、未貸与世帯へ直接呼びかけを行うほか、広報などでの周知を強化すると答弁がありましたが、あれから1年がたちました。貸与台数の進捗状況について伺います。

2点目も、昨年9月に伺った避難場所・避難所について伺います。

町では、指定緊急避難場所を津波・地震・高潮を対象とする場合は、36カ所を指定、洪水・がけ崩れ・土石流の場合は10カ所、大規模な火事の場合は18カ所を指定しています。

また、指定避難所については、地震・津波などの場合15カ所あるのに対して、大雨や豪雨による記録的短時間大雨などの警報が発令された場合には7カ所しかありません。

1年後のことし9月現在でも、小枕・安渡・赤浜・浪板・大ヶ口、桜木町・花輪田・寺野地区には、避難所がない状況です。

大槌町は、住民の安全・安心を第一に考え、明るいうちに避難するよう周知していますが、高齢者・障害者・独居世帯もふえていますので、現在避難所のない地区にも必要と考えますが、改めて当局の考えを伺います。

3点目は、国は自力避難が難しい高齢者・障害者・難病患者・外国人・妊婦などの要配慮者や要支援者の名簿作成を2014年に義務化しています。避難の個別計画を策定するよう市町村に促していますが、個別計画書を作成しているか伺います。

4点目は、6月定例会で同僚議員からの、防災士の養成状況等の問いに対して、当局は、「平成27年2月に防災士養成研修講座を実施し、町内会・自主防災組織・事業所の方々など、計50名を防災士として養成しています」と言っていました。「今後については、各地区の自主防災組織などと協働し、その取り組みに対し積極的かつ総合的に支援し、大槌町の防災サポーター事業を活性化し、サポーター自身の防災意識及び地域防災力の一層の向上に取り組んでまいります」と答弁しています。

50名の防災士の数は適正なのか、また今までの取り組みや活動内容、地区などへの支援状況について具体的に伺います。

5点目は2点目の質問と関連しますが、大槌町地域防災計画では、町は避難場所・避難所は、施設の管理者の同意を得て地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所・避難所を指定するとともに整備に努めるとあります。

昨年8月に全家庭に配布された防災マップには、小鎚地区多目的集会所は、指定避難場所・避難所に指定されていましたが、先月8月3日から避難所指定から外れています。ふえるどころか8カ所から7カ所に減っています。その理由と今後の対応、計画について伺います。

6点目は、避難場所・避難所の整備について伺います。

防災計画で町は、平成25年3月に内閣府が提示した避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書に基づき避難所の運営に努めるとあります。避難所の整備についての内容の一つは、周辺の道路への案内標識・誘導標識・誘導灯・誘導ロープ・照明設備等の設置。

2点目は、給水活動を行うためのポンプ・浄水器など。3点目は収容施設の整備とあります。また、避難所の整備については、駐車スペースの確保、非常用電源とその燃料の備蓄・毛布・暖房器具・施設の整備、高齢者・障害者などの要配慮者に配慮した環境、避難の長期化に応じたプライバシーや男女のニーズへの配慮、入浴・洗濯・トイレの環境の整備等々あります。そこでお尋ねいたします。

防災計画の避難場所・避難所の整備は、町が良好な環境づくりに努めるとあります。上記の内容について人員の配置・体制及び器具機材は整っているのかを伺います。

7点目は、防災計画の中では、庁舎等施設の耐震化について、定期的に耐震診断を実施し、随時耐震化を進めるとあります。阪神・淡路大震災を機に、新しい耐震基準になりました。その内容の一つは、震度5強程度の中規模地震では、ほとんど損傷がないこと。二つは、震度6強から震度7に達する大規模地震でも倒壊・崩壊しないこととあります。

町内にも数十カ所の避難場所・避難所・福祉避難所がありますが、この新しい基準を満たしている施設は何カ所ありますか。基準を満たしていない施設には避難させないほうがよいと考えますが、当局の考えを伺います。

次に、教育現場の環境と安全対策について質問いたします。

一つ目は、ことし5月に下校中の小学生が殺害された事件や、小学校のブロック塀が倒れて登校中の小学生が下敷きになり亡くなった事故などにより、文科相は全国の公立学校に対して、通学路の安全を確認するに当たって注意事項を7月11日付の文書で伝達しました。

また、これに先立って6月22日には、全国の教育委員会に対し、防犯カメラの設置などに向けて、通学路の安全確認を要請しています。6月の通知では、9月末までに学校・住民・警察・学童保育所職員らがともに通学路の状況を調べて報告するよう求めているようですが、当町の学区内における調査状況や、危険な通学路の位置、防犯カメラの設置について伺います。

二つ目は、町内の小中学校へのエアコンの設置について伺います。

岩手県の小・中・高のPTA連合会は、県知事と教育長に対し、全学校への教室と体育館へのエアコンの設置について要望書を提出しています。愛知県では児童が熱中症で死亡する事故がありました。また、体育館が暑すぎて修了式をエアコンの設置されている教室で行った学校があったことも報道されていました。

これまでと自然環境が変わっていて、岩手は涼しいから大丈夫という時代ではなくな
ってきています。県の教育長は、「大きな問題と捉えており、しっかり対応し、計画的に
整備できるよう来年度予算編成では一步踏み込んだ要求をしたい」と述べています。2017
年4月1日現在の岩手県内の公立学校の普通教室へのエアコンの設置率は、小中学校で
1.1%、全国平均は49.4%、県立高校では2.5%、全国平均では74.1%と、大きく下回っ
ております。

当町の小中学校を調べたところ、大槌学園では第1体育館には暖房があり、第2体育
館には冷暖房どちらもありませんが、教室・保健室などへは設置されていました。一方、
吉里吉里学園中学部については、保健室・コンピューター室には設置されていますが、
教室・体育館には設置されていません。小学部については保健室のみの設置です。この
現状について、熱中症などの対策も含めて教育長の見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） それでは、下村義則議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、防災ラジオの貸与状況についてお答えをいたします。

貸与台数については、昨年9月議会の段階では2,749台でしたが、ことし8月21日時点
では、一般世帯に対して2,835台、事業所に対して202台の合計3,037台となっております。

地域で実施する防災学習会等において貸与を進めているほか、自主防災連絡会会議に
おいて、組織内に防災ラジオの周知を依頼しているところでもあります。住宅再建や災害
公営住宅への引っ越し等に伴い、役場窓口においてことしに入ってから月に平均して6
件貸与している状況であります。引き続き広報等での周知徹底を行い、全世帯への早期
貸与を進めてまいります。

次に、避難場所・避難所についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在町指定避難所は15カ所あるものの、災害種別に応じた指定
としているため、特に台風などの大雨に起因する洪水や土石流などの土砂災害に対する
指定避難所が少ないことは重々承知しているところでもあります。

町では、洪水や土石流などの土砂災害に関しましては、岩手県が調査し公表している
土砂災害危険箇所のエリアに含まれないこと、また大槌川及び小釜川両河川における洪
水浸水想定区域に含まれていないことを前提に、住民の安全・安心を第一に考え、町指
定避難所並びに町指定緊急避難場所を指定しているところでもあります。しかしながら、

指定避難所が少ない現状は否めない状況であることから県が行う調査結果をもとに、安全が確保される箇所については、避難指定を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者に係る個別計画についてお答えをいたします。

高齢者や障害者など、みずから避難することが困難な避難行動要支援者につきましては、当町においても災害対策基本法の規定に基づいて名簿を作成し、これまで警察、消防等の関係機関に提供しているほか、昨年度からは地域の自主防災組織にも提供を開始したところであります。

現在、要支援者の状況の変化に対応するため、名簿の更新作業を進めているところであり、今後も要支援者の状況の把握に努め、避難支援を行う地域の関係者に対し、適切な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

御質問の個別計画につきましては、国の指針において災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、策定を進めることが適切とされているものであります。個別計画は、名簿に登載されている個々の要支援者ごとに、発災時に誰が誰を避難支援をするのかなど、具体的な避難支援等の方法を定める必要があることから、当町においては現時点では策定に至っていないところであります。

今後、要支援者本人や、地域の方々、関係機関等の理解を深める取り組みを進めながら、地域全体で要支援者の安全確保を図るための体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、防災士についてお答えをいたします。

これまでの主な活動内容としては、防災サポーター向けの研修会を開催しているところであり、また、各サポーターの皆様におかれましては、地域または所属組織からの推薦をいただいていることから、それぞれの組織においても防災活動の中核を担っております。

本年度の取り組みとしては、各自治会とのマッチング、顔の見える関係の構築を目指し、自主防災会と防災サポーターの合同研修会を計画しているところであります。今後につきましても、研修会や訓練等のさまざまな形で自主防災組織と防災サポーターの連携強化を図り、地域防災力及び質の向上に努めてまいります。

また、50名というサポーター数が適切かについては、何をもって適切な人数とするかは議論の余地がありますが、6月末時点における県内の防災士の人数は、人口124万2,512人に対して、1,850人であり、人口に対する割合は0.15%となっております。

一方、町の防災士の人数は、人口1万1,978人に対して、現在1名減の49人であることからその割合は0.41%であり、率では県を上回っている状況にあります。

次に、小鎚地区多目的集会所はでの避難場所・避難所指定の解除についてお答えをいたします。

小鎚地区多目的集会所は、岩手県が行った基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に含まれることが判明したため、町指定緊急避難場所及び町指定避難所における災害種別ごとの指定に係る、洪水、がけ崩れ、土石流等、雨に起因する災害の部分について、指定を解除したところであります。

現在、代替施設の検討を行っておりますが、周辺に適切な施設等がないことから、城山公園体育館への早期避難をお願いしているところであります。

今後につきましても、県が行う調査結果をもとに安全が確保される箇所については、緊急避難場所及び避難所指定を行ってまいりたいと考えております。

次に、避難場所・避難所の人員配置と器具機材の整備についてお答えをいたします。

まず初めに、人員の配置及び体制についてですが、大槌町災害時職員初動マニュアルに基づき、風水害及び地震・津波災害発生時における初動対応を行い、その後、災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、それぞれの担当部署ごとに災害対策業務を行う体制となっております。

次に、器具機材の整備についてですが、町指定避難所のほか公共施設等、町内各所に分散備蓄を行っているところであります。備蓄内容に関しましては、アルファ化米や飲料水といった食料品を初め、毛布や簡易トイレ、おむつ等の生活用品類、小型発電機やランタン、バルーンライトなどの資機材等を備蓄しております。

また、公助の限界を補う取り組みとして、大規模災害時に備え、民間企業や他縣市町村等とのさまざまな災害協定を締結しており、今後につきましても災害協定の締結を積極的に進めてまいります。

次に、避難所等の耐震化についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町は災害が発生する恐れがある場合、または発生した場合において、避難者を避難のために必要な間滞在させる安全かつ適切な避難所を整備または指定しなければならないことから、新耐震基準を満たしていない施設については、指定避難所として不適切であると考えております。

町指定避難所15カ所及び福祉避難所10カ所の計25カ所うち、24カ所が昭和56年6月1

日以降に建築された施設であり、新基準を満たしているところでもあります。しかしながら残る1カ所については、昭和54年に建築された施設であり、新基準を満たしていないことから、現在、避難所指定の解除も含めた検討を行っているところでもあります。今後につきましても、指定避難所の安全確保に努めるため、必要に応じて施設改修または避難所指定、取り消しも含め随時見直しを行ってまいります。

通学路状況及び小中学校へのエアコン設置については、教育長が答弁いたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは初めに通学路の状況調査についてお答えいたします。

当町では、平成26年度から年2回、通学路交通安全プログラムによる合同点検・合同協議を行っているところです。これらの点検を行う際には、事前に各学園の子供たちにアンケート調査を行い、その結果、危険と感じている場所や状況を把握した上で、警察署を初め国道や県道の関係者・学校・PTA・地域・役場の担当者など20名以上が参加し、実際に現地を歩いて点検を実施しているものであります。

本年度は、6月に吉里吉里地区の国道沿いやセブンイレブン周辺を点検し、去る8月29日には、桎内地区を中心に点検を行ったところでもあります。改善が必要と思われる場所につきましては、関係機関に要請し、改善の実現を図っているところでもあります。

防犯カメラの設置につきましては、まずはこども110番の家など、子供たちの安全な登下校を地域住民の目で見守る仕組みについて再構築を図ってまいります。

次に、エアコンの設置についてお答えいたします。

町内の各学園のエアコンの設置状況につきましては、議員御指摘のとおり、大槌学園には普通教室にエアコンを設置しておりますが、吉里吉里学園には設置されておられません。国では、子供たちの命と安全を守るため、エアコン設置の財政措置を検討するとしております。吉里吉里学園のエアコンの設置につきましては、何よりも適切な学習環境の確保のために、今後の気象状況の変化への対応のあり方や財政面等から多角的に検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。下村義則君。

○2番（下村義則君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に防災ラジオについて質問いたします。

西日本豪雨では、大雨により防災ラジオを聞いていた世帯で防災ラジオに命を助けられたという住民もいたとの報道もありました。西日本クラスの大雨がいつ来てもおかし

くありません。

当町では、いつまでに貸与を完了するという目標を決めていますか。伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 防災ラジオの関係につきましては、かなり前のうちから購入のほう努めておりまして、約5,500台ほど購入をしているという状況になってございます。ただまちづくり、あと例えば大きい仮設住宅等々から恒久的なお住まいのほうに移行されている時期の部分も一応ございまして、その間の中でどうにかいずれそういった方々に早めのうちに防災ラジオ等を届けたいというのが我々の責務でございます。ただ今の時点でいつまでかというと、いずれちょっとなかなか言えない部分もありますので、いずれ周知等々については今までも広報であったりそういったものの中で周知を図ってきたわけですけれども、やはり人の口からまだ防災ラジオが行っていない方々にPRではないんですけれども、その面を周知するにはやっぱり人の口から伝えてもらうというのが一番の最良策かなと思っております。いずれいろいろ会議等々が我々の中でも開催されておりますので、その中でくどいようですけれども何度も何度もしつこくPRをしていきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 最初に町長のほうに伺います。

周知する内容によりますが、この1年で広報を12回発刊しております。全世帯に配布していますが、防災ラジオの貸与について広報などで周知する場合、町長は何回ぐらいが適当と考えますか。伺います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） なるべく多くの方々に見ていただくのが必要だとは思いますが、やはり例えば9月は防災の日とか津波の日とかありますので、やはり適切な部分に広報するほうがいいのではないかなと思っておりますので、1年中ということが本来なんでしようけれども、そうではなくて適切な時期に、例えば3月11日の東日本大震災津波の際とか、やはり防災の日とか津波の日とか、そういう部分を含めて広報すれば適切ではないかなと考えます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） それでは貸与について直接呼びかけたり、広報で周知を強化すると答弁されました。去年もことしも広報で。今も課長が答弁されております。それでは

去年の9月から今日まで広報において何回周知しましたか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 去年なんですけれども、去年の防災ラジオに係るおおつち広報掲載の掲載の部分につきましては4回ほど広報のほうに、去年ですね。やっています。ただことしの分につきましては、まだちょっと広報のほうには掲載はしておりませんけれども、自主防の会議等々、いろいろな会議の中でやはり先ほども言いましたように直接我々もお願いするという部分も一応ありますので、やはりそういった町内会の方々から直接言ってもらおうというのめかなりの効果があるという部分もありましたので、そちらで対応はさせていただいております。いずれそれ以外にもいろいろな方法を使ってこちらのラジオの貸与については、全力で取り組んで考えてございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 今課長は1年で4回ほど広報で周知したと言いましたけれども、私が町長に伺ったのは、防災ラジオの周知は何回が適当ですかというのが、大体9月とか3月とか、できれば全月にやればいいんだということを言いましたが、私が去年一般質問した、10月の月には広報に防災ラジオの貸与についてと詳しくまず載っておりました。記述がありました。そして11月には、これは防災ラジオではないですよ、防災ですけども、Jアラートについてです。そして12月には防火祈願について。そしてことしの30年1月から7月までは防災についての記述は一切ありません。課長、御存じだと思いますけれども。そして先月の8月号にはまたJアラートについてという記述です。この1年で昨年10月の1回だけの周知でした。これについて町長、どう思いますか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 先ほども何回も答弁を差し上げていましたけれども、いろいろな方法があります。広報でも何回か今までもやってきた経過がありますけれども、広報だけでは足りないという部分がございますので、いろいろな方法を模索しながら、防災ラジオの貸与のことについては努めていきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次、避難所について再質問いたします。

大槌町の種目別面積の割合を調べますと、田畑3%、宅地1.4%、原野、雑種地、その

他11.7%で、山林が83.9%と大半を占めております。

土砂災害箇所エリアが多いことは承知しています。それでもこれから高齢者、独居世帯も確実にふえてきますので、改めて避難所の指定をお願いしたいと思います。これはお願いです。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に個別計画書について再質問いたします。

1点目は警察や消防など、地域の自主防災組織提供を開始したとありますが、町内の全地域に自主防災組織があるのか、伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 現在自治会が復興後に立ち上がっている部分と、あと既存の自治会がございまして、その中で現在23自治会がございまして。その中で防災の組織がその中に組み入れられているという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 2点目になりますが、個人情報の問題もありますが、少しでも多くの組織なり個人なりにその名簿を配布しないと、迅速な避難支援ができないと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 避難要支援者名簿につきましては、より迅速かつ確実な避難支援を行うために、地域の避難支援の関係者の方に御提供申し上げているところでございまして、要支援者の把握や安否確認に活用をされているところであります。一方でこの要支援者名簿につきましては、避難支援に必要な方々の個人情報を掲載しているものでございますので、その管理、活用につきましては、十分な配慮が必要なものでございます。現在要支援者名簿につきましては、警察、消防、民生委員といった関係機関のほかには自主防災組織に提供しておりますが、自主防災組織への提供につきましては、自主防災連絡会等において、その名簿の活用や個人情報の管理について十分な説明を行った上で提供をしているところでございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に、防災士の養成について再質問いたします。

住民基本台帳を見ますと、65歳以上の独居世帯が平成26年の1,017人から平成30年3月31日時点で1,133人と、5年間で116人ふえております。また、65歳以下の方、要支援・

要介護の方などを加えますともっとふえると思います。自助・共助・公助がお互いに協力し合い、早め早めの避難向上をするのも当然です。防災士の人数について、人口に対して県の割合は0.15%で、大槌町は0.41%で、県より多いとの答弁がありましたが、いろいろ議論の余地があるとするのであれば、私は同じぐらいの人口の市町村と比べて、割合を出すのなら多少理解できますが、県との比較は疑問に感じます。改めて当局の考えを伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 質問の中で、やはり適正人数というものがちょっと質問の中にございまして、その定義そのもの自体が申しわけございませんけれども、我々のほうで把握できていないというものがまず第1点目。

あと各市町村における防災士の取得状況というのがなかなかちょっと手に入らないという部分をございまして、参考までにというわけではないんですけども、これも一つの目安としての、一応県の中での数字を今回上げさせていただいたということになります。いずれ他市町村等の動向も踏まえながら、これらにつきましてはちょっと資料を整理したいと思っております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に、小槌地区多目的集会所が避難所からの解除になったことについての再質問をいたします。

県の基礎調査は毎年行っているのですか。伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 毎年というよりも、期間を定めて県のほうで一括して行っているという状況になってございます。ただ、前回震災前の年に基礎調査は1回終わっているんですけども、その後にやはり復興事業等々によってかなり地形が変わっているという部分もございまして、その後27、28にかけていろいろな調査に入っているというものでございます。それにつきましてはただ調査して終わりということではなくて、地区のほうに県とあと我々で出向いて行って、地区の方々について個別に説明をしているという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 今課長のほうから、個別に住民のほうには伝えているというようなニュアンスの答弁がありましたが、小槌地区の住民の中には、避難所指定から外れた

ことについて知らない住民もいるようですが、今課長が言ったのと同じになってしまいますけれども、小鎚地区の住民の方に周知したのか伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 申しわけございません。私の答弁がちょっと至らなかった部分もございます。小鎚地区につきましては、3回の説明会を予定してございます。最初の部分については、1回目は主に蕨打直地区になってございます。ただその時点では蕨打直の部分の基礎調査の部分だけということになっていまして、全体的なものについての説明がなされていなかったと。2回目の説明会の部分が、小鎚の主に一ノ渡地区ということで、そこで小鎚の多目的集会所のほうがそのときに今回イエローにかかってしまったというのがわかったという部分になってございますので、いずれあともう1回種戸地区のほうの説明会が議会終了後に、今月あります。その中でもやはり周知は当然図っていかなければならないので、今の時点ではホームページのほうですぐ上げさせていただいておりましたし、あとはまたいろいろな説明会等々でもその辺を周知していくということになります。

あと防災マップの部分につきましても、その部分が避難所の指定が全部いいですという形になってございましたので、申しわけないんですけれども、今ある在庫の部分についてはそのところを訂正しているという状況にはなってございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 課長、私も短く質問するから、ちょっと時間みながら課長も答弁ちょっと早めをお願いします。

次に、小鎚地区から大雨警報の発令の際、城山公園体育館まで移動するまでには、川やがけが多くあり非常に危険と考えますが、その点についてはいかがですか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） かなりの災害、主に台風の部分になりますけれども、台風の部分につきましては、气象台のほうからいろいろなデータ等々いただいております。そのデータに基づいた形で高齢者の避難準備情報とか、あと避難勧告指示等を出しますので、今回の小鎚の部分に限ってという部分になりますけれども、いずれ早い段階での避難をお願いするというところであります。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に、避難場所・避難所の整備について質問します。

避難場所の整備について、周辺の道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープの内容の答弁がありませんでしたが、整備されているのか伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 済みません、防災の部分で答弁させていただきます。

案内標識の部分につきましては、どこでという部分はないんですけれども、現在東北電力の電柱をお願いしまして、津波に係る部分での表示は124カ所ぐらいですかね、当然電柱の位置にありますけれども、その中で周知はさせていただいていると。あとは各避難所施設等々についても、夜ライトを当ててもわかるような形での看板は設置させていただいているという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 東日本大震災津波での避難所は、当町では主に体育館や公民館でしたが、毛布1枚敷いても床が固くて高齢の方や障害のある方には体に負担がかかり、とても苦痛だったと多数の方々より聞きました。熊本の地震や西日本豪雨の避難所の様子をテレビで見ていると、段ボールの上にマットを敷いて、ベッド代わりにしていましたし、カーテンなどを利用してプライバシーの保護をしていました。7月に発生した台風20号のときには、新たに避難してくる住民のために、畳を準備して受け入れる対応をしていました。改めて確認しますが、当町の指定避難所には段ボールベッドや畳などは整っているのか伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 畳の部分でございますけれども、今現存しているのが城山公園体育館の武道場という形になります。あと全部が全部その人数に対応できてはいないんですけれども、1人用マットであったりとかあとパーティション、区切りの部分、あと毛布等についてはかなりの備蓄が現在あるという状況にはなっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に、避難所の耐震化について再質問いたします。

指定避難所、福祉避難所、25カ所のうち24カ所は新基準を満たしていると答弁されましたが、基準を満たしていないその1カ所の施設はどこですか。伺います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 1カ所分につきましては、吉里吉里地区体育館という形になります。これにつきましては、今吉里吉里小学校のほうも避難所指定になってござ

いますので、そこは学校のほうと今現在協議中という形になってございます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） その基準を満たしていないことを知り、避難所として使用したのはいつごろからですか。

○議長（小松則明君） 下村義則君、今の質問もう一度聞かせてもらえますか。

○2番（下村義則君） その基準を満たしていないのは吉里吉里旧体育館という答弁でしたので、その避難所をいつから耐震を満たしていないというのを知ったのはいつからということですか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 新基準のほうの関係が昭和56年となっております。申しわけございません。いつから知ったかというのは一応調査関係が来ていまして、細部にわたっての各避難所をやったり、町の公共施設の関係も耐震化の部分がございまして、そのいつからというのもちょっとあれなんですけれども、震災前からは多分その部分がちょっと危ないという部分については自覚はしていたというように考えられます、済みません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 町長は日ごろから町民の安全安心、生命、財産を第一に考え、と言われていますが、基準を満たしていないその施設へ避難してくれと呼びかけていたとすれば、町民の方々の安全安心、生命を余りにも軽視していると思います。町長の見解を伺います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 災害についてはさまざまな種別があるということで御理解をいただいていると思います。多くはやはり雨による、起因するものだと思いますので、避難場所には指定をしていますが、やはり地震に対する耐震性がないということになりますので、早急にこの件については検討し、またさっき出ていましたとおり改修も含めて、その施設の状況がどうなのかということもありますので、下村議員がお話ししたとおり、住民の生命、財産を守るということを考えれば、身体も含めて考えるとすれば、きちんと早急に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） また、今まで避難させた施設が、今までその吉里吉里の施設が倒

壊したり事故がなかったことについては、本当によかったと思います。大阪で発生した震度7クラスの地震や、特別短時間大雨情報が避難所で起きることもあり得ます。その施設の解除の検討を考えると答弁されましたが、私は明日にでも避難所指定を解除したほうが良いと思いますが、当局の見解のもう一度お伺いします。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 避難所指定の部分につきましては、先ほど答弁差し上げましたとおり、その代替といえますか、吉里吉里地区のほうに吉里吉里学園の小学部がありますので、そちらのほうに今後避難のほうを誘導していきたいと考えております。それにつきましても、いずれ（「早くお願いします。早く。やる、やらない、早く」の声あり）やります。周知もやっていきます。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に教育現場の環境と安全対策についての再質問をいたします。

1点目は、アンケート調査などを行い、危険と感じている場所を警察、国道、県道の関係者、学校、PTA、地域、役場の担当者で実際に現地を歩いて点検を実施していることに対し、敬意をいたします。

奥州市では、国が示した5項目に基づき、901施設について塀の有無や高さ、厚さ、ひびの状況について外見から調査したところ、21カ所が不適合だったということが報道されていきました。大槌の場合はそのような場所はなかったのですか。伺います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 教育委員会として大槌学園、吉里吉里学園等のブロック塀については問題はありませし、設置されておられません。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 産業建設常任委員会でも、先日町内の建設業者の方々と町道などの危険箇所についての意見交換会を行いました。これからは当局、教育委員会、学校等も含め共有したいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 次に町内の学園のエアコン設置について伺います。

大槌でも先月8月23日に、37.5度を記録しましたが、各学園の対応を伺います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） お答えいたします。

大槌学園につきましては、各普通教室にエアコンが設置されておりますので、特に何かという問題は入ってきておりません。吉里吉里学園につきましてはですけども、確かに今年度は校長先生方にもお聞きしましたが、昨年度にも増して暑い日が多かったと。吉里吉里小学部につきましては、一度校庭、または体育館を使う予定だった日に、暑さの関係で使用を中止したという経緯があります。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） あとは各教室にいわゆる家庭用扇風機になりますけれども、2台設置をして、急場をしのいだというところですよ。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 先ほど教育長が答弁されたように、管官房長官は先日8月20日に、全国の公立小学校へエアコンの設置を検討すると言っていましたし、県でも来年度予算編成で一步踏み込んだ要求をしたいとしています。吉里吉里学園への一日も早い設置を当局や教育委員会も国や県に対して強く要望するようお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 下村義則君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時02分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

先ほどの下村義則議員への答弁で訂正がありますので、これを許します。危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 先ほどの下村議員の質問の中で、看板関係、電柱等にまいている看板関係ということで、私のほうで124本ぐらいということで答弁をしましたが、124が全体での在庫枚数でございます。現在電柱に巻いている枚数につきましては、67枚という形になりますので、そここのところをおわびして訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。新風会の東梅 守でございます。

質問に入る前に、まず西日本を中心に降った平成30年7月豪雨災害について述べさせていただきます。いわゆる西日本豪雨は、220名もの犠牲者、400名を超える人的被害さらには5万棟余りの住宅被害を生じ、多くの方々が復興復旧に尽力されていると聞いています。また、被災された方々は今なお不自由な生活を余儀なくされていると聞き及んでもいます。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に心より御見舞いを申し上げます。また、今回台風21号が接近しており、これ以上被害が拡大しないことを切に願うばかりでございます。

さて、今回の一般質問は、次の2点についてお尋ねするものですが、なぜこうしたことを質問するに至ったかを初めに申し上げたいと思います。

それは先の6月定例会のあと、町の歴史を振り返っても初めてではないかと思われることが幾つも生じました。一つ目は臨時議会招集請求であります。二つ目は公文書の廃棄問題、三つ目は住民訴訟であります。

一つ目の臨時議会については、臨時会招集は自治法改正もあり、法的な手続きのもと開会されましたが、皆様御承知のとおり執行権の侵害に当たるのではないかと議論することはかないませんでした。しかし、そこで問題提起した内容は、その後住民訴訟という形で司法に委ねられることになりました。町民の団体はまずは請願書を当局と議会に提出、その後公開質問状を2度同じものを提出、その後住民監査請求を行うも棄却と却下、それを受けて住民訴訟に至っています。住民訴訟の会見において原告からは住民訴訟は本意ではないという言葉が発せられています。本当なら訴訟などしたくないという心の叫びと思われる。しかしながら訴訟しないと全てがわからないままになってしまう、そうあってはならない、未来にまた同じことを繰り返してはならない、そういう思いが本意ではないということに凝縮されていることではないでしょうか。したがって本日の一般質問は、歴史的な出来事である震災検証に関する事、これには公文書廃棄問題が含まれます。また、旧役場庁舎の問題ということで、臨時会招集、さらには住民訴訟に関係したことを質問することといたします。

まずは震災検証についてお尋ねをいたします。

先の震災検証において、聞きとり記録（メモ、録音データ）が廃棄されたことから、28検証に疑義が生じております。再発防止の観点からも調査が必要と考えるが、見解を伺います。また、先の全員協議会では、防災に必要なものについてはその都度検証していくとしていますが、住民や役場職員の遺族が求める、あの日、あのときの疑問にも答

えるよう再検証が必要と考えるが、見解を伺います。

二つ目に旧役場庁舎の問題についてお伺いをいたします。

このたび平野大槌町長に対し、住民訴訟が盛岡地裁に出されたが、このことについて見解を伺います。

二つ目に旧役場庁舎に関し、震災遺構としての価値評価と適切な財産管理について見解を伺います。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、再発防止の観点からも調査が必要と考えるが見解を求めることについてありますが、現時点における本町での文書または公文書の定義は、大槌町文書取扱規程、大槌町情報公開条例において規定されております。これに照らしたとき、メモ等は公文書には当たらないと考えております。しかしながら今回の事案を踏まえ、また昨今の公文書を取り巻く状況等を考慮し、国において平成23年7月に施行した公文書等の管理に関する法律に準拠した条例を制定することにより、行政の透明化と住民への説明責任を果たし、もって適切かつ効率的な行政運営を図ることとしたものであります。このことから、改めての調査は必要ないと考えております。

次に、住民や役場職員の遺族が求めるあの日、あのときの疑問に答えるよう再検証が必要と考えるであります。いわゆる25検証及び28検証において掲げた検証目的に沿った形で、それぞれ報告書がまとめられており、今後における本町の防災対策の取り組みに反映しているところであります。

なお、先の議会全員協議会で述べましたとおり、各検証報告書を受けた提言等については、大槌町防災会議の中で進捗管理も含め説明しておりますことから、その中で検証が必要と判断されたものについては、その都度検証をしていくこととしております。

次に、旧役場庁舎の問題についてお答えをいたします。

このたび、旧庁舎解体等公金支出等差止請求事件について、盛岡地方裁判所に8月17日に訴状が提出され、町では8月22日に訴訟の提起を確認したところであります。今後、町としては訴状の内容を踏まえ、裁判を通じて町の正当性を主張してまいります。

次に、旧役場庁舎の震災遺構としての価値評価と適切な財産管理についてありますが、現在係争中であることから、裁判への影響を考え、答弁は差し控えさせていただきます。

ます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、先に公文書のことについてでございます。

答弁では、大槌町文書取扱規程と大槌町情報公開条例を挙げております。前者においては第2条の定義、文書、事務を処理するために作成され、または收受された書類等、電磁的記録、電子的方式磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいうを含む、をいうとあります。また、後者においては、第2条の定義、公文書、実施機関の職員が職務に関して作成し、または取得した文書、図面及び磁気的記録で電子的方式磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう、以下同じと、決裁手続きが完了し、実施機関で管理しているものをいう、さらに答弁で触れられている公文書等の管理に関する法律には、目的として、第1条、この法律は国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適切な管理、歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするとあります。

さらに、2条の定義では、8項にこの法律において公文書等とは、次に掲げるものを言う。1、行政文書。2、法人文書。3、特定歴史文書等とあります。このうち法律において行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうとあります。

さて、先月20日の全員協議会で配られた資料に、ヒアリング等の資料という表現が用いられ、メモ等は公文書に当たらないという認識で処分したとあります。そこでお尋ねをいたします。大槌町文書取扱規程と大槌町情報公開条例で、文書及び公文書の定義がなされ、大槌町文書取扱規程の第16条には、文書起案の原則第17条には起案が示されています。なのに独立性と客観性を担保する観点から、検証の進め方やその結果などの決裁等は一切行われなことを申し合わせた。それゆえ検証作業の公文書は存在しないと

しています。言うまでもなく憲法を頂点にした法治国家であり、地方自治法により大槌町が存在し、町の条例により行政が営まれています。

そこでお尋ねをいたします。その決裁等は一切行わないことを申し合わせたは、どういふ法令を根拠にしているのかお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えいたします。

申し合わせたことについての法的根拠はございません。あくまでも検証をするに当たって、どのような手段、どのような組織体制等が必要か客観性と独立性を担保するためにはどのような組織だてが必要か、それらを検討する中で出された答えだったというふうに認識しております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ということはその作成するに当たり、検証をするに当たり、出てくる文書等に関して、その結果以外はメモであるとか電磁記録なるものは、要は必ず発生するのに、そのことをここにある、最初から公文書と何かしないために、その申し合わせをしたように受けとれるというふうに私は考えます。ただこれがその話し合ったときに、町長、副町長、恐らく総務部長も一緒だったんだと思うんですが、そのときに申し合わせたのは、その裁量権として行ったのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） あくまでも裁量権で行ったという認識でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 裁量権で行ったというふうな今答弁でありますけれども、もしこれが裁量権でそういう解釈をして行ったとすれば、この民法の第1条、ここに抵触するのではないかと思います。ここには、権力の濫用はこれを許さないと規定されておりますが、これを濫用ではないと言い切れますか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 濫用ではないと考えております。まず基本的に小山室長にお願いした内容というのは、あのとき何でああいった状況を生んだのかという目的をきちとこちらのほうでお願いをして、それに基づいた体制、そういったヒアリング含めどういった形で行うかというのが小山室長の御意見等も伺った中で、あの体制、独立して一人で行うという形がベストだと、ベストとは言いませんがベターだということから、

町長初め私たちの判断の中でこれは検証していく中では必要な体制、そして行いだという
うことで取り組んだということでございますので、裁量権を超えて逸脱した内容で行っ
たという認識は持ってございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ただその文書取扱規程の中の文言を見る限りは、本来であればこ
れはきちっと残されるべきものであったのではないかなと、私は考えるわけです。

そこで次にお尋ねいたします。廃棄されたのは報道されているように、メモとされた
文書と録音データも一緒に消去されたとあります。ところが規則の条例に、括弧書きが
あります。電磁的記録、先ほども申しましたのでいいかと思いますが、これを含むとな
っています。こうなると公文書等の管理に関する法律では、職務上作成したものを公文
書といい、答弁で引用した大槌町文書取扱規程では文書、事務を処理するために作成さ
れた書類とされ、大槌町情報公開条例では、公文書実施機関の職員が職務に関して作成
した文書とあり、それぞれに電磁的記録を含むとあります。録音データは電磁的記録で
はないのか、つまり公文書ではないのかということについて、もし公文書でないと言
うのであれば、その根拠をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） まず1点目の文書取扱規程の第2条の2、文書でございます。

先ほど議員おっしゃったとおりでございます。作成されまたは收受された書類、図面
等ということで收受という規定がございます。そのことからの判断でございますし、ま
た情報公開条例におきましては公文書という定義がございます。実施機関の職員が職務
に関して作成し、または取得した文書、図面、電磁記録で決裁手続きが完了し、実施機
関で管理しているものという、現時点での情報公開条例及び文書取扱規程に照らして、
あくまでも現時点ではメモ等は該当しないという認識だということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これも値しない、公文書でないという認識という答弁であります。
ただ、この法律の解釈的な部分でありますので、私も全てを知っているわけではないの
で、何とも言いがたい部分があります。

次に全協資料にある処分のことを口頭で受け、思慮を持って慎重に対処すべきであつ
たことは否定できないとあります。この慎重に対応すべきとは何を意味するのかをお伺
いいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 口頭で小山室長のほうから処分、要はこういった検証の関係の資料は処分しますという報告を受けた際に、公文書とかそういったものではなく、そういう認識ではなく、私の頭の中では公文書というような認識が頭をよぎったんですが、あくまでも裏づける資料、要はそういった認識、そういったものを私自身がきちっと公文書とかそういうことではなく、きちっとその裏づけになる資料、そういったものの処分はきちっとその時点で瞬時に把握して、あれ、それ小山さん、ちょっと待ってくださいというような形で、きちっと指導できなかったという点で、思慮が足りなかったという記載でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 本来私が思うにこの公文書の取り扱いについて、本来正しく起案も決裁もすべき部分を省いた、ここに原因があるのではないのかなと私は考えるわけです。これがもしきちっとされていたのであれば、このものが廃棄されることはなかったのではないのかなと感じているわけですが、その辺についてお尋ねをいたします。どう考えるか、なぜその起案も決裁も不要とした形、先ほども私述べましたけれども、この公文書の取り扱いというところで、この起案も決裁もが文書に出てくるんですね。なのでこれを不要としたことが公文書扱いにしないというふうに私は受けとってしまうんですが、その辺の部分をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） あらかじめ申し上げますが、打ち合わせをする中で、先ほど議員がおっしゃった、あくまでも公文書にしたくないがゆえに決裁等を省略というような発言がございますが、私があのだち合わせの場に行ったときには、そういった認識を持って、そういった意図的な意味を持って取り組んだというか、打ち合わせをしたつもりは一切ないということだけは申し述べておきたいと思えます。

それと情報公開、昨日も決裁を何で省いたのかという質問、昨日の町長の記者会見の中でも、あるマスコミの方々、質問があったのを私は耳にしております。決裁をとるということは、当然小山室長が、例えば私に必要な決裁となれば私に来て、私のが決裁を下ろさない限りはこういったものをしたい、こういったものを考えているがどうだと言われても、決裁を下ろさない限りはできないという状況を生んでしまう。また今回の検証に関しては、私の専決権は一切ないので、最終的には町長まで行く決裁になると認識

しておりました。当然副町長、また町長もその決裁を文書を見て、当然決裁をする形になる。そうなったときに、いや、こういったの内容までは踏み込む必要はないのではないかとか、そういったものの、要は町長、副町長、私の恣意的な思いがその決裁にあらわれてしまうという危険性があるのではないかという観点から、決裁は不要で、小山さんには小山さんの専門性と今までの知見と経験値と、それを信じてお願いしたということでございますので、決して先ほども申しましたが、私たちが権利の濫用をもってこの検証をさせたという思いは一切ないということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） それは今の答弁で理解をしました。

では次にお尋ねをいたします。この廃棄されたことで、町長は答弁の中で、答弁というのはこれまでのいろいろな会見の中でもそうですが、客観性と信憑性は担保されているというお話がありました。そこでまず客観性についてお尋ねをしますが、資料が廃棄された今、何をもって客観性が担保されていると言えるのかをお尋ねいたします。行政報告では28検証が否定されるものではないと考えているとしているが、あくまでこれは考えなので、これはあくまで主観であると思うんですが、この客観性という部分ではどこで担保されるのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 総務部長が今まで答弁してきたことになりましたが、小山室長を頼んだときに、我々が関与してはならないという部分でそれはずっと思っていました。そういったことで小山室長の経験を持ってやっていただくという部分で客観性を担保してきたというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 先ほどから小山室長の経験値であるとかこれまでの実績等をお話しされていますが、今回の検証においてはそれを証明するものがないんですね。なのでその客観性であったり、信憑性というのは正直なところその証明するものがないというふうに私は思うわけです。ではその信憑性のところについてお尋ねをいたします。

全協資料、資料の有無により報告書の内容が変わるものではないと考えるとあるが、確かめるということができないのに、なぜそのように断言できるのか、先ほどと客観性と同じような質問になるかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 客観性、そういったものの裏づけになるものが現時点ではないという事実はそのとおりだと私自身も認識しております。ただ、あくまでもこれは裏づけになる資料がない中でただただ語っても、言っただけ、言い訳にしかならないというのも重々わかった上で答弁はさせていただきますが、当然小山室長の今までの経験、当然防災室長までなさった方、また3.11当時のときのあの経験もなさっている方、そういった中で小山室長がこの検証をするに当たって適任者であるという認識は、この議場の場でも説明させていただいたとおりでございます。あくまでも裏づけがない中でただただ語っても言い訳にしかならない事実ではありますが、小山室長を信じ、小山室長だから職員の意識の中、自分も行政にいた経験がある方、そういったものも含めた中で検証が適正に行っていたと。そしてその報告書もきちっとまとめていただいて、私自身も読ませていただいた中で、「うん、何これ、何の意味がよくわからない。」というものは、私自身感じたことはございません。また職員向けの説明会も行いました。ヒアリング80名の方受けた中で、当然報告書を見て、報告書の概要を説明を受けたときに、違和感がある職員があれば当然その中で質問とかそういったものがあつたものというふうに認識しておりますが、そういった説明会等々の中でも特に違和感を感じるとか、疑義があるというような質問等はなかったという事実があるということ、あくまでも裏づけになる資料がない中の客観性と言われた中で、あくまでもその行ってきた事実しか語ることができませんが、そういった中で今回の28検証の報告書が全くでたらめを書いているという認識は持っていないということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私もその小山室長のこれまでの経験値であつたり知見であつたり、いろいろなものを鑑みたときに、間違つたことを、ないことをあるように書いているとはもちろん思っておりません。ただやっぱりそれだけの認識を持っている方がなぜこれを廃棄になつたのか、そのことが大変問題だつたのではないのかなと。通常であれば、例えば極秘文書扱い、例えば当然的にこの文書は非公開、要は誰が証言したかを特定するものに当たらないような形で保存するというやり方もあつたはずなのに、なぜ廃棄に至つたのかというところの原因が見えてこない。やっぱりその原因を探ることが一番今後において大事なのではないかなと思うわけです。特に私たちは今ここに当事者として問題の議論をしています、この先50年100年、大槌町民はあの震災と震災からの復興を振り返るときに、こうした報告書がいわゆる一次資料となり得ると私は考えます。未来

の町民の理解を得られるかどうか、甚だその裏づける資料がないという部分では疑問になってしまう。これまでの答弁を聞いた限りでもその払拭すらできかねるかなというのが現実と私は思っています。

まず今申したように、原因究明とその責任の所在というところをお尋ねをいたします。行政の透明性と住民の説明責任を果たすために、公文書管理条例を制定する、それよりも先に原因究明が先ではないかと私は思いますが、その責任の所在を明らかにすることと思うが、これについていかが考えているかお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 原因究明ということなのですが、いろいろ報道でも出ていますし、小山さんの考えは、やはりこれは公表しないと。了解が得られない限り公表しない、誰の目にも触れさせないと、そういった形でやっています。といったことで自分の信義に基づいてやったという話でもございます。そういった中で、それは処理してしまったのかなというところになります。

それから責任問題ということになりますが、我々は検証には一切かかわってはならない、これは身を切る検証になるということで、我々はかかわってはならないとずっと思ってきました。ただ、あの検証が終わったあと、であればそれは議論の余地はあったんだろうなということで、我々はそこに余地はなかったと。そういった部分では責任があると考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今回の責任というところで、道義的責任という話が出ております。公文書の廃棄問題ということで、当局は公文書ではないと主張し、そうなのかそうでないのか、この法的な部分については私も判断はできませんが、今回道義的責任から給与の返納としていますが、法的責任の有無についての見解を求めます。

また、なぜ道義的責任なのかもあわせて見解を求めます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回の事案につきましては、やはり先ほど副町長がお話ししたとおり、多くの方々の証言を得ようという中で、公開はしないという1点にありました。やはりそれぞれが思うところがあって、さまざま生活を7年間してきたところでありまして、やはり多くの職員が亡くなったということに対する証言を得ようということで、公開はしないというお話しをさせていただきながら80名からなる職員、元職員も

含めて証言をいただいたとっております。内容につきましては、もう既に議員も一読されて内容については確認をいただいていると思いますし、私自身も先ほど総務部長が言ったとおりの違和感なく、またそれを受け入れてやはりその忘れない、そして伝える、そして備えるという部分ではしっかりとした検証であろうと思います。

しかしながら先ほど思慮が足りなかったという部分につきましては、私自身もそうですけれども、話し合った時点で公開はしないという1点で終わるのではなくて、もっと踏み込めばよかったというような後悔はもちろん持っております。そういう中では事務的にメモであったということでもありますけれども、やはりきちんと資料として何らかの形を残す必要があったろうという思いでありましたので、先ほど議員から話があったとおり、私と副町長で道義的な責任をとりながら給料を下げるという部分で責任をとりたいと考えておりました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この道義的責任という文言ですけれども、それでいくとこの道義的責任、法によって強制されるような責任はないが、社会の規範となった道徳や倫理に反しているというふうに、書物に、ものの本によると載っております。

今回の件は公文書ではないとする観点から、法律には違反しないというところから道義的という形なんだろうなと思います。

そこでさらにお尋ねをいたします。この減給のことなんですけれども、その減給の割合、月数の根拠は何をもって根拠としたのかをお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 単項議案で提案しておりますので、その中で説明とは思っておりましたが、質問がありましたのでこの場で説明させていただきます。

基本的に全国の首長初めどういった事案があるかというのを全国的にもホームページ等々で確認をとらせていただきました。基本的に職員が懲戒免職になるような事案等々が主に掲載しておりました。その中で首長、あとは副町長等の月数等々の掲載がありました。ただ一律にこのぐらいの率という率が見いだせなかったのは事実でございます。また、全国的なものだけでなく、あくまでも大槌町として今まで処分関係で行われてきた過去のものを見たときに、そういった月数、減給の割合等々を踏まえた中で事務方としては一旦は提案をいたしました。当然町長、副町長の協議の中で、いや、この割合ではなくこうしたいという思いもあり、そういったものを踏まえた中で今回単項議案で率、

月数等を提案させていただいているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この報酬の減額についてなんですが、大槌町では特別職報酬等審議会条例で定めるところがあります。審議会の意見を聞いたであると思いますが、ここではどういう意見が出されたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議員おっしゃっている委員会でございますが、その委員会はいくまでも町長、副町長、教育長の給与の額の変更、そもそもの額の変更の際にはその審議会に付して意見を聞かなければならないという規定でございますが、他の市町村も気になって確認はとらせていただきましたが、自主的な率の制定、要は返納、そういった部分については他の市町村も同様でございますが、その審議会のほうに付して行う必要はないと。当然審議会に付したところでその方々がどうこう言える内容でもないということから、審議会の意見に付してこの率を定めているというものではないということだけは申し述べさせていただきます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。この道義的責任をとって報酬の減額となったときに、法律違反していないのに減額するというのはどうもしっくり来なかったというところがあります。道義的責任という言い方をすれば、これまで大槌町では私の知る限り議員になってからですけれども、いろいろな問題がここにこれまでありました。そのたびその責任の所在について伺ってきましたが、これまで一度もその道義的責任という話が出てこなかった。なのにここだけは何か道義的責任をとって給与を減額するという話が出てきました。

このことについて、じゃあこれまでのことはその道義的というところに当たらないのかどうか、例えば家賃の正しい会計の手続きをしていなかったとか、いろいろなこれまで問題幾つもありました。そのたび町長はここで頭を下げてきました。本当に見えて情けない思いでした。本来であればきちっと職員がやっていたらこういうことが起こらないのに、なぜこうやって頭を下げなくちゃいけないんだろうという思いがずっとありました。そのことを踏まえてこの道義的責任というところでもう一度町長にその考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君）　これまで私が就任以来さまざまな形で事務処理に係って不適切なところがあったというのは御承知のことだと思います。まず職員がみずからという部分がありますけれども、それは事務的な処理という部分になります。私が全権を持っていることはもちろん御存じのことだとは思いますが、この私の仕事、職員に全部分けて仕事をしています。事務代決専決規程という形でそれぞれが責任を持っているという形、私は全権を持っていますが、各部長も含めて課長もそれぞれが自分の役割を持っていて、それを管理しなければならないと。そういう中では全権である私が頭を下げることは、それは当たり前のことだと思いますが、それなりに事務を怠ったものについては、懲戒処分というのがございますので、きちっとそれをやることが私の責務だろうと思っておりますし、これまでもそういう形で処分をしてきたというところでもあります。

今回の件につきましては、私が深くかかわっているということでありました。特に今回の検証につきましては、多くの方々の、現職職員もそうなんですが、前職も含めて多くの証言を得たいという思いがございました。そういう中では小山室長にお願いをするというのは頭を下げて、どうしても1年を通じてやはり職員とたまに会って話をして本当のことが聞けないだろうというようなことが強くありましたので、やはり今までさまざまな形でやられてきた小山さんの経験をぜひ生かしてほしいと頭を下げて、退職されて北上に帰るといような状況まで来たところなんですけれども、どうしても検証していただきたいという思いで通いつめたところでありました。そういう中で小山室長と話の中では、ぜひ一人だと。職員を何人かつけようかという話はもちろんさせていただきました。事務的には。でもやはり誰か職員がいると本当のことは言えないというお話しをされまして、ぜひそこはお願いをしたいと。それで室長そのものもやはり話しやすい雰囲気をつくりながら進めていただいたというところでもあります。

先ほどのメモという話もありましたけれども、とにかく今回のことについては事務分掌にない部分、特に私がぜひお願いをしたという部分がありましたので、それについてはしっかりと責任をとる必要があるだろうという思いで、私、そして副町長がそれに深くかかわっていたということになりまして、今回の給料の減額を条例化したいというような思いで話をさせていただきました。

○議長（小松則明君）　東梅　守君。

○7番（東梅　守君）　それでは次に、この検証についてであります。何でこの28検証が行われたかという部分では、当然議会側からも申し入れをいたしましたし、当時の総

務部長、いわゆる現町長が当時新聞報道によれば25検証の記録に、庁舎前に多くの職員がとどまった原因を明らかにしなければならぬ、検証ができていないというコメントを出されています。また、これを原因を明らかにしなければ批判されるだろうと、自分としては、なるほどと言わせるような検証報告書を出したいとも発言をされていました。果たして今回の28検証はそうした自分の思いと一致するような検証になったのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 25検証のときに私は職員でありました。まさかその職員が町長になるとは思わないでの発言ですので、あの当時の思いで話をさせていただきました。あの公表されることはわかっておりましたし、覚悟はしていましたが、私がそういう形でこういう形で町長になって、その一言を挙げられる形になるとは思いません、正直な話。

しかしながら私自身は、やはり多くの仲間を亡くした中では、検証は必要だろうという思いはございました。今回その中でやはり25検証については、人数が足らなかったということがあられるかもしれません。私自身はですね。多くの職員がそれぞれの場面、災害対策本部設置だけではなくて、避難所設置とか誘導とか危ない場面に多くの職員がかかわっていたわけで、その状況がどうだったのかということもしっかりと捉えなければならぬ。皆様も含めて災害対策本部、あの場にいるだけが今回の検証だという言い方をされているところがありますがそうではない。そうではない。誘導した職員もいますし、それぞれが危ない状況にあったというのは今回の検証の中ではっきりとしている。先ほど私も全部見ているんですが、違和感なくそれぞれが大変な状況にあったと。命を亡くしてもおかしくなかった状況にあったということははっきりとこの検証の中では証明されているんだろうと思います。今回のこの検証をどうするかということなんですが、確かに多くの方々が知りたいという思いはあるかもしれません。

これをどう生かすかというのがやはり行政、私がああの体験をしたからこそ忘れないし、伝えていく方法があるだろうし、そしてこれをしっかりと備える必要があるだろうと強い、やはり当事者としての思いがございましたので、今回の検証結果を踏まえながらしっかりと防災まちづくりに努めていきたいと思っています。先ほど申しましたが、今回の検証はこれで終わりだという話はしていません。防災会議の中で指摘される部分については、しっかりとタイムリーに行っていきたいということでありますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 防災会議での必要性については以前にも述べられていたので、全くそれはそのとおりだと思います。ただこれまでの検証において、もちろん役場職員の遺族でもあります。住民の中にもまだ納得のいく検証になっていないという言葉が聞かれるわけです。だからこの検証について、本当にこのまま終わっていいのかという声が届けられるわけです。この住民の声に、遺族だけではありません。住民の声にもしっかりと応えていくのが私たちのすべきことではないのかなと私は思うわけです。特にこの検証に関しては、しっかりと住民が納得できる検証ができない限りは、なかなか今やっている検証を、今回やった検証25にしろ28検証にしろ、町民からは不満が残ったままになるのではないかなと思います。そういった中でこれまで町長は、これまでもやるというふうには言っていますけれども、きちっとその第三者による、町民が知りたいに答えるための的確に取り組むシステムによる検証を私は行うべきではないかなと。だからこっち側が一方的にこれが必要として行うのではなくて、住民が何を知りたいかをきちっと捉えた上で第三者が検証するというあり方が必要なのではないかなと思うんですが、その辺をすることによってきちっとした検証ができ、これからの防災に生かせるのではないかなというふうに考えるわけです。

もちろん先ほど町長は強く役場庁舎だけではないという話もしていました。全く私もそのとおりだと思っています。今回の住民の方の中には、避難誘導に当たって亡くなったらしいんだけど、そのことが一切わからないと。ただ短い文章でそうらしいとしか書いていない。自分の大事な家族が役場のどういう役割でどのために何をやってたのかが見えてこない。何かすごい家族としてもう情けないという思いだという声も聞きました。そういうことでもう一度その辺をきちっと第三者のいる検証を行うべきだと思いますが、その辺をやる気があるかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 基本的には第三者を踏まえた検証をもう一度ということは考えておりません。今議員御指摘の中に、遺族の方々と、役場職員ということだとは思いますが、この震災において1,286名の方々が亡くなりになりました。役場職員だけではなく、多くの方々が犠牲になられたということになります。今回で25、28検証もそうなんですが、もう二度とこういうことにしないための取り組みであります。特に28検証は、役場としての体制はどうだったのかというあたりをきちんと焦点を合わせて検証

されたものだと思いますし、しっかりとこれを検証もそうなんですが、しっかり実行に移さないと次の災害には対応できないだろうと思います。ですから25検証、28検証を踏まえた体制づくりが必要ではないかなと思います。

またやはり役場職員の遺族に対する対応等については、個々の事業者というか、役場としてこれからさまざまな形でのかかわり方をしていくと。そういうことは考えていく必要があるとは思いますがけれども、その全体1,286名の方が亡くなったという事実をしっかりと受けとめながら、多重防災、さまざまな形での震災も含めて、先ほど避難所の運営とか備品関係とか指摘をされています。不十分さを十分感じております。そういう中でやはり検証、検証ばかりではなくて、検証の結果を踏まえたそういう取り組みこそが大事なことではないかなと強く思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 大槌町民、多くの方が亡くなった、そのことを認識されているのであれば、なおさらかなと思っています。特にも大槌町は被災自治体の中で、避難指示、避難勧告すら出せなかった自治体なわけです。そこに何があるかという、この防災無線でその避難勧告、避難指示が出なかったことによって、犠牲となられた方がいるのではないかとされるわけです。それが唯一町民の命綱であったのではないかと思うわけです。だからこそ特にも役場職員の中にもそうですけれども、住民の中にはあのとき海に向かって車で下がった人たちがいるわけですよ。これがもし無線で大きな呼びかけがあつて、すぐにでも当然的に交通規制なり何なりされていれば、もし、もしでしかないけれども、それが防げたのではないか。または早く避難行動につながったのではないかという、その無念さがあるわけです。そのことがきちっと何でこれを出せなかったかもはっきりとしていないわけです。原因が。この原因もきちっとやっぱり報告する義務があるんだろうと思います。その辺について、ぜひ検討をお願いしたいと思います。時間も迫っているので、次の質問に移りたいと思います。

旧庁舎問題についてですが、これについては裁判に関係することは質問できないとしても、それに直接かかわりのないことであればお尋ねできるかと思っておりますので、お尋ねをしたいと思います。裁判の訴状によれば、解体工事を執行してはいけない、工事代金を支出してはいけないと求められていますが、法的根拠が示され、裁判で判断が示されると思うが、3月定例議会における一般質問でも地方自治法の解釈に無理があったのではないかとこの場で質問しましたが、その際も法律に触れていないと考えるとの答弁が

ございました。今でもその考えは正しいと考えているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 我々はそういうふうにしてきましたし、今でもそう考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 次にこの役場庁舎の解体を巡っては、その届け出をしていなかったということがありました。その中で特にアスベストの問題が発覚をいたしました。さてこの工事の届け出をしていなかった原因はどこにあるのか。本来は解体をするのであれば、きちっとその建設リサイクル法とかいろいろあって、当然的に解体には町もそれから業者もきちっとした認識がなされているはずなのだがされないままに、また工事契約書にはそのアスベストのことも一切触れられない中で予算化され、それが入札に至った。果たしてこの入札が正しい入札だったのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） アスベストの件だからあれだな。復興局長。アスベストの件についてお話してください。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 同じような質問が小笠原議員のほうからも出ていましたので、同様の答弁になるかと思えますけれども、今回の不手際が生じた原因としては施工業者及び町の担当者の経験不足が主な理由の一つとして挙げられるというところであります。そうした中ではその建設リサイクル法の届け出をしていなかったと。アスベストについては当初設計に含まれなかったのは平成26年の旧役場庁舎の一部解体工事を実施した前年の平成25年10月に専門の調査機関によって旧役場庁舎1階2階の壁、天井の吹きつけ材についてアスベスト調査を実施しており、その際にアスベストなしとの報告であることから当初設計には計上しなかったということで、実際その中において疑義が生じれば当然その工事の中で、工事は当然責任施工ということで業者が行いますので、その中で業者の提案を受けた上で、甲乙協議して必要であれば行う。なおかつそれは契約書の中にはその後の変更設計の中で見るというのが一般的な工事の流れでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私も勉強しなくちゃいけないと思っていろいろ資料をネットから取り出してみました。やっぱり解体工事を始める前とか、いろいろな資料があります。経験不足とかそのレベルではないのではないのかなと思うわけです。果たしてその前の赤浜のバスセンターのときはどうだったのか。そのときにもその工事契約の中身について

てちゃんと建設リサイクル法の手続きにのっとって行われたのかどうか。これ法令に違反している部分なわけです。そのことにおいてこの入札にかかわるときに、当然的に業者を選定するわけです。選定する際にきちっとその業者は認識を持っていると思います。当然的に入札金額の中に恐らくこのリサイクル法に基づいた予算も含めて応札しているものと、していたならばですよ。この工事金額そのものが変わってくるし、果たしてこの入札が正しいものかどうかというのが疑いが持たれても仕方がないのかなと私は感じますが、その辺についてどう考えますでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の件は建設リサイクル法に基づく届け出を業者が怠っていたということで、その後県の土木部の指導も受けまして、その実際の完成図書を確認した上で建設リサイクル法に基づく処分はきちっと行われているということで、確認をさせていただきました。したがって設計の金額のとおりの施工は行われておりまして、設計においてのきちっと見込みどおりの建設リサイクル法に基づく処分はさせていただきます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の答弁は赤浜の部分でよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） とりあえず赤浜の部分でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 恐らくその届け出についての、恐らくどこまで調査して、例えばどういう処理をされたかまで後追い調査されたものと思います。今回その旧役場庁舎の解体に関して、この入札、それから応札に関する金額の提示のあり方が果たしてこれが正しかったのかどうかという疑いがあると私は思っています。その建設リサイクル法、それからアスベストの問題が一切工事の最初に町が提示したものには含まれていないわけですから、きちっと理解をしている業者は、そのことを含めて予算の中に入れて応札しているのではないかと、私は普通に考えて思うわけです。だとしたら今回追加の予算の部分も報告されています。アスベストの調査費用。このことも実際にはもしその入札の時点で理解のある業者であれば、その調査費用まで含めた金額が入っている可能性があると思うのですが。

○議長（小松則明君） 守議員。通告書の中身と逸脱しておりますが、少しその……。

○7番（東梅 守君） 逸脱していますか。旧役場庁舎についての部分でやっていますので。

○議長（小松則明君） アスベストとかという部分に対して、本来であればその部分に対して通告していただければいいんですけども……。

○7番（東梅 守君） じゃあアスベストは訂正いたします。であれば今回の解体工事は適切に行われたものとするかどうかをお尋ねいたします。

○復興局長（那須 智君） 入札においては設計当初において条件免除してございます。この条件免除というのはさまざまございまして、その中において業者のほうで疑義があれば、当然それについてその入札執行機関の財政課を通してですが、質問状が来たりして、それに対しては答える場合もございます。基本的においては施工条件がきちっと明示されているという中においては、そこにはないものがあれば、その後の協議において必要であれば当然甲乙これは対等に工事請負は甲乙対等に協議いたしますので、その中において乙において必要であるというもので甲が認めれば、それに対しては当然調査を行って、それを変更契約書でみるということでございます。なので入札には疑義があったかというのはないと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これまでこの1時間質問してきましたけれども、これまでのいろいろな問題点を考えると、本当にここでもっと有意義な別の質問をしたいと思うんですけども、余りにも問題点が多すぎるというところが大変残念でならない。これから業務に当たっては、慎重かつ思慮を持って仕事をしていただきたいなと思います。ぜひ二度とこのような問題が次から次と出てこないようにやっていただきたいなと。そういう思いでございます。

また、台風が今夜にも岩手県側にも来るということで、当局側の対応も大変かと思えます。ぜひ今後とも大槌町民のために頑張ってくださいと。私たちもそのつもりでおりますし、よろしく願いいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時11分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

小笠原正年君の質問を許します。御登壇願います。小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 新生会の小笠原正年でございます。町長の町政統治ガバナンス、管理運営システムについてと題し、一般質問をいたします。

大槌町に限らず全国の各自治体は、社会変化に伴うサービス需要の変化に思いながらも、地域特性にかなった自治体組織の運営に苦労、努力されているものと思います。大槌町は、復興なるの最終章に入っているものと思われま。この時期組織の疲れなのか、緩みなのか、不手際と思われる事態がたびたび発生しております。

大槌町は、津波で甚大な被害を被った町、庁舎保存問題で揺れている町、さらには検証報告書問題など、芳しいものではなく、マイナスイメージで捉えられている感じでございます。

全国各地では自然災害の発生、社会的には少子化、高齢化、人口減など対応に困難を極める忌まわしき問題が山積しております。この対応には自治体が一致団結、アイデンティティの確立、ガバナンスの確立、団体意思の統一が不可欠だと思います。

ついでに、町長は、政策の実施に当たり、どのような組織機構、機能のもと指示、命令、意思の伝達を行い、理念の実現をしようとしているのか説明を求めます。

町政は町長1人の力でできるものではなく、補佐する人、助言する人、町長の命令を確実に実行する人など、組織員の個々の力の総結集によって実現できるものと思います。組織の力は要素の総和を超えたものでなければなりません。要素、すなわち組織員の十分な力の発揮のためには、組織に統合力、統治力、統率力、強力なリーダーシップが備わっていなければなりません。つまりガバナンスが必要なのであります。多様な価値の存在する社会、変化を求める社会、多様なニーズに対応できる自治体組織とするためには、ガバナンスの確立、組織員のアイデンティティの総結集が必要であります。町長はどのように考えておられるのでしょうか。

具体的に見てまいりますと、旧役場庁舎の解体についてであります。町を二分する大騒動となり、議会においては賛否同数となり、議長の賛成により解体が議決されております。議決を待っていたかのように解体着工、着工を待っていたかのように工事事前通知が提出されていないとかで、工事を中止、この中止の報道の中でアスベスト問題が埋もれているとの騒動、私の捉え方からしますと、不手際の連続、故意に手抜きしているようにすら見えます。事前通知にしてもアスベスト問題にしても、経験者に聞いてみ

ますと、当然すぎる手順で役場でこのような手違い、ミスが発生することは考えられないとのことであります。このような事務処理手続きは役場職員の日常的業務の一環に過ぎないのではないのでしょうか。解体予算は議会において議決され、解体工事の実行に入っていたのに、議決のための予算計上の段階でも入札の段階でも、発注者なる役場と受注者なる工事業者ととの契約の段階でも気づかれておりません。

このような不手際、手抜き、ずさんとかしか思えない事態をどのように理解すればよいのでしょうか。もちろん役場業務、町長の業務の執行のチェックすべき町議会議員たる私たちにもそのそしりは免れるものではないと感じております。繰り返します。不手際、手抜き、ずさんとかしか思えないこのような事態が発生しております。町長、これは行政組織の欠陥、欠如、何かが抜け落ちている、欠けている、足りないところがある、つまりガバナンスの欠けている組織と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

次に、東日本大震災津波における大槌町災害対策本部の活動に関する検証報告書の裏づけメモ等の廃棄問題についてであります。この報告書を読んで私の感じたことでありますが、町トップの危機意識について指示下命の流れについて、統率体制の踏み込みの不足など、もどかしい、じれったい、奥歯に物が挟まった言い回し、隔靴搔痒と感じ、役場職員の立場としての報告書であれば仕方ないのかとの思いであります。

さて、このレポートの裏づけとなるべきメモ、音声などの廃棄が問題視されています。公文書に当たるか否かが視点の一つのようですが、私はそれ以前にこの報告書が誰のために必要だったのか、何のために必要だったのかの視点で考えております。報告者は危機管理の専門家として、役場職員として町長の指揮命令のもとで作成されております。検証の目的として、役場が職員の犠牲を防ぎ得なかった直接原因とともに、なぜそのような状況が生まれたのかといった背景を探り、抜本的な改善を図るための方向を示すことで、今後の町の防災対策に生かしていくことを目的とするとしております。町の防災対策の一環であり、住民の安全を守るための文書であります。報告書は、町の人目に触れ、いかにも納得を得るものでなければなりません。報告者はその世界、危機管理関係においては有名な、著名な人なそうですが、私は知りませんでした。町の多くの人にも知らなかったのではないのでしょうか。裏づけ資料のない報告書をあの人の書いたものだから信頼できる、担保できるで通用するものでしょうか。公費で賄った報告書は町民の誰もが納得できるものでなければなりません。納得を得ることで価値が生まれます。公費で賄われた報告書には、裏づけ資料が添付され、納得が生まれ、信頼と価値が生ま

れます。ここにおいても気づき、配慮、分別、統一された意思が感じられません。ガバナンスの欠けた組織と思わざるを得ないのであります。

町長、私たちの社会は多様な価値の社会であり、個人化された社会となっています。多様な対応、多様なサービス等が求められております。人口構成から考えても従来の考え方が通用する社会とは思えません。行政機関においても繰り返します。組織とは、要素の総和を超えたものでなければなりません。組織の力の組織員の力の引き出し、引き上げ、この時代、このときこそガバナンス、統率力、リーダーシップを発揮、時代に要請されている事態に応えなければなりません。ガバナンスの構築、確率が求められているのでございます。

町内のみならず世間の注目を集め、テレビ、新聞などで報道され、不手際の際立つ役場組織の改革は、旧役場庁舎の解体よりも優先すべき課題であると考えますが、町長は以下が考えておりますでしょうか。終わります。

○議長（小松則明君） 小笠原議員、質問事項の1番、2番、3番というものの中身について、大まかに言っているみたいでありますけれども、1番についてこのように伺いますとか、2番についてこのように伺いますということで、前段のお話と質問の部分に対してのことを言わないと、当局側が回答できないという部分がありますので、1番、何についてということで自席で質問なさってください。

○6番（小笠原正年君） そうしますと（「①」の声あり）、当町の機構、機能、指揮系統、命令系統についてと尋ねたんです。これはガバナンスというのをくり出すためには、どうしても命令が長たるものの意見が末端にどう伝わるかということを知りたいんです。

○議長（小松則明君） 1番、この文書についてそのまま言っていただければと思っております。

○6番（小笠原正年君） ちょっと質問の意味が、（「通告文書を読み上げて質問したほうがいいと思います。立って」の声あり）文書を読めばいい。（「1番、2番、これ、3番これを聞きますという格好で質問形式」の声あり）1番としては、総論としまして町組織というのはどういう命令系統で動いているのかを知りたいんですね。

○議長（小松則明君） 1番、例えば当局の機構図、機能図、指揮系統、という部分で言っていただければ。それをそのまま読んでいただければ。

○6番（小笠原正年君） ①、当町の機構図、機能図、指揮系統図、もしくはこれに類す

るものがあれば、これに基づき命令系統について伺います。

②、旧役場庁舎の解体工事契約の変更等について、そもそも当初の設計にアスベスト調査等の経費が含まれていなかった理由など、今回の旧役場庁舎工事におけるさまざまな不手際が生じた原因について伺います。

③番、28検証における検証報告書の資料の処分が問題視されていますが、裏づけ資料のない報告書は本当に信頼に値するのか、町民に納得してもらえると考えているのかを伺います。でよろしいですか。以上です。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 小笠原正年議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、当町の機構、機能、指揮系統、命令系統についてお答えをいたします。

東日本大震災津波による壊滅的な被害状況から、復興計画を実現するために必要な体制を構築するため、平成23年11月付で大槌町部局設置条例が施行されており、本年度については総務部、総合政策部、民生部、産業振興部、復興局の5部局制により、復興に向けた町政運営をとり行っているところであります。

また、復興期間中における膨大な業務についても、大槌町行政組織規則に基づいた分掌事務等により、一体的に行政機能を発揮できるよう組織間の相互連携を図り、派遣職員等のお力添えをいただきながら、行政事務を適正かつ能率的にとり行うよう、日々取り組んでいるところであります。

なお、行政事務を処理するに当たっては、緊急を要する場合のほか全て文書をもって行うことと大槌町文書取扱規程で定められていることから、これら回議案等の公文書については、大槌町事務代決専決規定に基づいて決裁を受けなければならないことになっております。

次に、旧役場庁舎の解体工事契約の変更等についてお答えをいたします。

当初設計においてアスベスト調査等の経費が含まれていなかった理由についてですが、平成26年度に旧役場庁舎の一部解体工事を実施した前年の平成25年10月に専門の調査機関にて、旧役場庁舎1階及び2階の壁、天井の吹きつけ材についてアスベスト調査を実施しており、その際にはアスベストなしとの報告を受けているところであります。また、解体工事実施における産業廃棄物管理票においても、アスベストが含有されている建材等の廃棄物は記載されていなかったことから、本工事における当初設計書にはアスベスト調査等の経費は計上しなかったところであります。

なお、厚生労働省が本年3月に作成した石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルにおいては、発注者の責務等として、石綿等の使用の有無の調査、解体等の作業方法、費用または工期等について、請負人が石綿障害予防規則等の規定の遵守を妨げる恐れのある条件を付さないよう、配慮しなければならないことになっております。

また、費用に関しては解体・改修工事の契約後に事前調査を行った場合は、石綿除去等に伴う費用を適切に計上した上で変更契約を行うと定めていることもあり、今回は特にさまざまな御指摘等を踏まえつつ、有資格者による事前調査を行ったところであります。

次に、さまざまな不手際が生じた理由等についてであります。石綿障害予防規則においては、施工業者である有限会社まるたに商事が事前調査の実施義務を負うとされていることから、施工業者が下請け業者とともに目視による事前調査を行い、床材のPタイルについて分析調査を行ったところであります。その後、足場設置や建物内部の土砂除去等の作業を行っていたところでありますが、廃棄物の減量や適正処理などを目的とした建設リサイクル法で義務づけられている事前届け出を県に提出していなかったことや、アスベストの事前調査が不十分だったことなどから、現在解体工事を休止しているところであります。

今回の不手際が生じた原因といたしましては、施工業者及び町の担当者の経験不足が主な理由の一つとして挙げられることから、都市整備課の職員だけではなく解体工事に詳しい町職員も含め、サポートする体制としたところであります。

また、施工業者につきましても、アスベストの除去や処分等について、安全かつ適正に指導できる能力を備えた有資格者が多い、東北石綿アセスメント協会などの指導を受けながら、適正処理を行うよう指示したところであり、今後同様の事案が発生しないよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、28検証における資料の処分についてお答えをいたします。

検証の裏づけ資料がないことは事実であります。そもそも検証を実施するに当たって、震災検証室長の職歴等による専門性及び独立性と客観性を担保することにより、震災検証室長に検証を一任することとしたものであります。

また、検証の目的は、役場が職員の犠牲を防ぎ得なかった直接的な原因とともに、なぜそのような状況が生まれたのかといった背景を探り、抜本的な改善を図るための方向性を示すことで、今後の町の防災に生かすことであり、そのために必要とするヒアリン

グの質問事項とその分析の数値及び回答概要、並びに今後の方向性についても、報告書に記載されております。

震災検証室長から当該検証報告書の手交に際して説明を受けましたが、その中で「誰のためでもなく、誰に偏ったわけでもなく、二度とこのような悲惨な事案が発生しないよう、そして今後の大槌町の防災に生かせるような検証を行った」との言葉をいただいております。

これらのことから、資料の有無により報告書の内容が変わるものではないと考えており、当然ですがその検証内容を信頼したからこそ大槌町として検証報告書を公表しております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） まず1番の件なんですけれども、私はこういうことが起きていることをガバナンスがおかしいのではないかという感じなんですよ、実際は。町っておかしいんじゃないの、なぜこんなことが起きるのという感じで捉えているんです。そういう観点から行きますと、私は町長の命令はどのような形で末端に伝わっていくんだろうかということを探ったんです。

例えばこの庁舎の解体の件でもいいですけども、議会を通した、じゃあ議会を通したわけですよね。じゃあ誰によし通した、さあ実行に入れと誰に言うものかというような形で、それがどう伝わって末端に行くのかをわかりたいんですけども。教えてほしいということです。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 組織的には事務分掌もあって、当然担当が決まっています。そこでお伺いになるそういったものを挙げて、町長から決裁をもらって事業を進めていくというような流れになります。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 例えばそれは、よし実行に入れという指示が出ました。そのときに各、今5部局ですか、その各部長に指示を出すんですか。当然ここで文書で処理しているよとどこかでうたっていますけれども、文書で処理すること以前に町長がいちいち文書で処理、指示できないでしょうから、誰かの口で伝えさせるんでしょうから、その場合、例えば副町長に、よしこれ決まったからさあ行けというような形をとるのか、という意味です。それからそうでなければ各部長に、よし決まった、これで行くぞ、や

るよという指示を出すのか、どういう形でその指示が出るのかという形をわかりたいんです。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、担当のほうが起案等して決裁を回します。そして最終的には町長まで決裁をもらうわけですね。それで町長からオッケーが出たという話になるわけで、それでそうなれば担当のほうで今度は事業を進めるというような格好になります。

○議長（小松則明君） 今の意味はわかりました。下から上がってくるものと、上から下がって。小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） それはそうだったんですか。私は知らなかったんですよ。町長がこれやれあれやれって指示を出してくるのかと思っていたんですよ。そうじゃなくてこれをそろそろやりたいとか、そろそろとか即やりたいとか、これが上がってきて町長が決裁するという形なんですよ。命令というのを実行される形で。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 事務的にはそういう流れになる感じですね。それで例えばトップダウンみたいな話もあるわけですね。こういった事業をやりたいから考えてくれみたいな話もあるわけで、そういった中でやって最終的に決まったら設計なりいろいろな起案書なりそういったので決裁をもらって最終的には了解をとるというような流れになります。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 確認しますが、町長が、おいこれ決まったからやれよというんじゃなくて、その部下というか副町長もその一人なんでしょうけれども、文書をつくってこれを実行したいけれどもいかがですかという形で上げていくということになるわけですね。大体において全てがそうなるわけですよ。

そうしますと、実行の時期というのは誰が判断するんですか。例えば即やりたいという文書が回ってきますよね。それをそのとき町長は、いやまだ早いというのか、それから上がってきたものを否定するわけにいかないでしょうからやるかという形もいろいろあるんでしょうけれども。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 時期とかそれは当然その決裁やっている中で、いろいろな話は

あります。また先ほど言うとおりの、まだ早いしこの時期で合わせてやるとか、そういったこともありますし、例えば当然これは決裁でこれほうまくないという話で戻る場合もあります。そういったことは当然流れの中ではありません。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） それとここの部分での最後の質問です。例えば町長になった人なんですから、理念とかこうしなければいけないとかというものを持っていると思うんです。そういうものを庁内に徹底するというのはどういう形で、例えば俺の考えはこうなんだとか、これをやるぞとかというものを庁内の全部全ての職員に伝える方法というんですか、理念というか私の理想というか、そういうものを伝えることはどういう形でするものなんですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 毎年当初予算の編成をします。その編成する中で予算編成方針というのを各担当のほうに通知します、町長のほうからですね。中で考えていることはこういうことだという話もあったり、こういったところに力を入れてほしいとか、そういった流れで意思というかそういった町長の考えを皆さんに示しているということです。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） わかりました。では次に、この庁舎の解体ですけれども、このアスベストが含まれているというのはこういうことを仕事というか、専門でやっているわけではないですけれども、誰でもわかることだって要するに。こんな手落ちしているわけないよというんですけれども、それに対してはどう思われますか。誰でも知っているはずだよっていうんです。こんなの落ちることは考えられないよという声があるんですけれども、それはいかがなんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 誰でもわかるというのは、見てアスベストがあるかないかわかるということであれば、ちょっとそういう方はいないと思いますけれども。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君君。

○6番（小笠原正年君） 今質問していることは、例えばその何年かやっている人たちにすれば、これは絶対出るなとか、何年ごろ建ったものとわかればそういうことは普通の職業ですからわかるんじゃないですか。これはこういうことは考えなきゃだめだ、この工事をやるためにはこんなことを考えなきゃいけないとか、当然当たり前のことじゃな

いですか。それで飯食っているんですから。と私は思うんです。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そのアスベストというのは全てにおいて危険かというものではなくて、解体においてはアスベスト吹きつけ材として用いたものが飛散するということによって一番はその吹きつけ材の中にアスベストがあるかどうかというところをまず最初に疑うわけでございます。その中においてはまずこの平成25年の段階で庁舎の1階2階の壁や天井の吹きつけ材というものを調査してございまして、その中においてはアスベストの含有が認められなかったと。ただ今回はそういった中においてもさらに広げているわけですが、基本的にはこの調査の中で吹きつけ材にはないということがわかっていましたので、基本的には私の判断としてはその時点ではアスベスト調査の必要はないと、事前調査の必要はないという判断でございました。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） そうしますと復興局長がこれはないであろうという想定のもと、よし行けということになったわけですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的にはその担当者が設計書を作成しまして、それをその審査をして班長、課長で審査をしました。決裁はなおかつ私のほうでも決裁を通して町長まで決裁をしているという中においては、そういった中では必要がないだろうと。ただこれについては基本的にはこの工事というのは工事請負方式でございまして、したがって請け負った業者というのが責任施工を持って行う。そういう中においては今回のこのように請負業者がみずからの判断のもとに必要なかかないかということ判断した上で調査を計上する場合もございまして、協議した上で必要があればそれは変更の中であるというような状態ですね。あくまでもこれはうちのほうとしての判断、あとはもう一つは請け負った業者の判断の責任においてなされるわけで、その中において必要があって認められれば今言ったようにこういった変更設計の中でみるということになります。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） ここで書いてくれていますよね。請負人が義務を負うという書き方、これはこれなんか私なんか全然知らないんですけれども、けれども日常業務においてこの業者がこの程度のことを知っているだろうとか、多分我々は普通の一企業であってもあの人では無理だろうとか、ここでは無理だろうとか、判断伴うじゃないで

すか。そうした場合にこの工事をあそこでこのことを知っているかどうかとか、当然日常の業務として経験的にそれはわかることじゃないんでしょうか。ただ要するに請け負ってもらおう人を選定するときに、そのときこの人はこういうことは当然知っているだろうとか確認するとかというのが必要、例えばアスベストあるかもしれないから確認してくれよとか、気をつけてくれとか、我々の商売だとこれだけこれだけこれだけ気をつけてくれよ、これは絶対あるかもしれないからという言い方ですね。そういうのってないものなんですか。ただ契約すればいいということなんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 何度も申し上げますけれども、基本的にうちのほうがちゃんと施工条件を明示して、当然工事を発注してございまして、それに応じて入札をしてございまして。その工事についてはその業者が受注から完成まで全てを責任施工で行うというのが工事請負方式でございまして、その中において業者はその責任のもとに、必要があれば当然提案してまいりますし、それに対してうちは必要があると認めればそれを変更でみます。当然解体工事ですので、その解体する業者についてはそういった知識が当然あるだろうし、なければそういった方を、今言ったようにこういった委託をするなり、その中でそれなりにきちっとした体制を持った上で行うということになります。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） あと事前届けというのはこれはどういうものなんですか。これはだれが責任を負うべきなんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この建設リサイクル法ですけれども、ちょっと私も現場を離れているところにできた法律でちょっと詳しい年数とかわからないんですけれども、基本的にはさまざまなこれまでは工事における廃棄物というものがさまざまな部分でどんどん出て、いろいろなっていく中においては、一つは産業廃棄物、廃総法の中の規定がございまして、それまでの一般廃棄物と産業廃棄物というのに分かれて、産業廃棄物についてはきちっとその業者なり事業者が責任を持ってやりなさいよというのが出て、その次に今度はこの出てきた廃棄物の減量化ということでリサイクル法というのが、それは木材であるとかそういった分別をした上できちっと処理をなさいよというような法律、基本的にはこれは届け出をしてあらかじめどのぐらいあるかというのをやった上で最終的にそれをうちの方の場合では完成図書の中で、その伝票できちっと処理したか

どうかという確認をするということになってございます。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） そういう流れは多分そうだろうと想像もできますし、あれなんですけれども、それから今回の不手際が生じた原因としては、施工業者及び町の担当者の経験不足が主な理由の一つとして挙げられると書いていますけれども、これについては、何か中学校の給食センターか何かの解体のときもこの問題が起きたはずだと聞いたんですけれども、中学校か何かの給食センターというか、食事をつくる場所ということじゃないですか。何か中学校のときの。それからあと安渡か赤浜っていうんですか、その裏にちょっと県交通の車庫を解体するときもその問題出ているはずだと。だから役場の職員が知らないことはないはずだという言い方するんですけれども、それはいかなものなんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと整理が必要だと思うんですが、中学校の話というのは多分大槌中学校の解体の話でしょうか。

○6番（小笠原正年君） 中学校かな。私の記憶では、「研修所。研修所の煙突」の声あり)

○復興局長（那須 智君） 研修所の煙突にアスベスト。ちょっと私もわからない。それはちょっとじゃあお答えはします。リサイクル法の関係ですね。その赤浜の関係というのは、今言ったようにうちのほうが今回リサイクルの届け出をしなかったということがあって、じゃあ過去の中ではどうだったかという中においては赤浜の解体工事も出ていなかったと。それはあくまでも建設リサイクル法の届け出の話でして、そのリサイクル法の届け出を出してないということを、県のほうにそれについては謝罪して指導を受けましてきちっとやっているかどうかという確認をしろということで、それについてはちゃんとリサイクル法にのっとった、基本的にいうと、行政ですので決してその工事を低廉、粗雑なものをするわけではないので、処理はきちっと処理しているんですが、届け出はしなかった。当然うちのほうは完成検査の日はリサイクルに基づいた処理がされているかどうかを確認した上で検査をしますので、それについてきちっと確認をした上で間違いなくそれは処理されているということで、説明したというところでございます。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） そこでそんなことが経験があったということですよ、いずれ

にしてもね。あったということでここ担当者の経験不足ということの言い回しがされて
いますけれども、何かこれを私もこういう考えって成り立つのといったら、誰かに聞いて
たらそれはないよというんですね。わかっているはずだって言い方するんですよ。普
通わかっているはず。それが全体、具体的にはこのときもあったんだよ、ここもあつ
たんだよ、そんな問題あったんだよということを教えてもらったんですけども、そう
しますと担当者、その担当者が十分に学習していたんじゃないかという気がするん
ですよ。こういうことがあり得るんだということを十分やっていたと思うんですよ。

そんなふうに考えますと、いわゆるこれもガバナンスなんだ、もっと組織としての徹
底というか、あれがなっていないんじゃないかという気がするんですけども、町長い
かがです、これ。

○議長（小松則明君） その前にここがあった、ここがあったという部分に対して、そこ
がどこの場所なのか、その場合あったというものは実際あったのかなかったのかとい
うものに対しての答弁のほうが必要だと思います。時間ちょっととめて。答えられます
か。じゃあ進めてください。教育長、お願いいたします。

○教育長（伊藤正治君） 中学校の話は源水寮を解体してそこに給食センターを建てよう
という計画がありました。源水寮を使用していないので解体して、その源水寮の煙突に
アスベストがあるということでしかるべき手続きを踏んで飛散防止の対策で煙突そのも
の1本すぼっと飛散させないために囲って結構な費用がかかって解体しております。そ
れは源水寮の煙突でございます。震災前です。

○議長（小松則明君） もう一つはどこでしょうか。（「あとは県交通という話です」の声
あり）県交通の場合あったんですか。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 県交通は鉄骨でアスベストはございません。（「ああそうで
か、何か新聞で」の声あり）

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） それは失礼しました。私は何か新聞か何かに県交通でもそうい
う問題があったはずだと。それから業者の人にも県交通でもそういうことがあったはず
だと聞いたので、聞いたんですけどもね。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） この件で次に、東北石綿アセスメント協会などの指導を受け
ながら適切な処理ということで、業者にも指導をしているということなんですけれども、

この業者の指導の状況は確認しているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと意味がわからないんですが、今言ったようにうちのほうは基本的には工事というのは全権を業者が持っている。なのでうちのほうではこのアセスメント協会というものを業者に提案されているというか、そういったものを受け手うちのほうも協議した上で指導というか、こういった方に頼ってはどうですかということをお話ししたということをごいう指導ということを書いてあるということでございます。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 言っていることはわかりますけれども、これだけ問題が社会的に言われているのですから、誰か見に行っていとか研修会あったらお前行っていとかという程度のことは、私どもの小さな会社でもやると思うんですけれども、それはないんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的にこの旧庁舎解体については、今工事とまっていますけれども、基本的には毎日担当者は行って現場を確認しておりますし、当然班長、課長、私もまずほぼ毎日通って現場を確認してございます。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 私の聞いているところは、業者に学習させるというんですか、業者に研修させるというんですか、そういうときにおいて誰か立ち会っているのかとか、確認本当にやったなということを確認しているのだろうかということです。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それは逆に業者のガバナンスの問題でして、うちのほうがそれにそこまで口だすような話ではなくて、それは基本的に業者の企業努力というか企業理念のもとにきちっとやっていると思います。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） ちょっと何か感覚違うような気がしますけれども、だって理不尽、役場、行政組織というのは自分たちで工事できないわけですよ。誰か業者入れてやらなくちゃいけないじゃないですか。そのとき指導とか何と呼ぶか、訓練というか指導ですか、と呼んだ場合に、本当にこの人たちはやっているんだというのか、行って確認

するという必要はないんですかね。私は思うんですけども。研修をやれと、こういうこと、このことを覚えてくれと。このことが我々と仕事をやっていくために必要ですよということを言って、それでじゃあ研修をすることにした。そのときに誰か立ち会うとか、確かにこの人たち研修してくれたとか、わかってくれたとかという確認も必要じゃないんでしょうかね。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） どうもちょっと話がかみ合わないんですが、研修をしろとは誰も言っていないで、あくまでもアセスメント協会の指導を受けろということは基本的にはそういう有識者、今やっている業者以外の別のまたもう一つの業者から、逆に言えばセカンドオピニオンといいますか、そういった業者の方にもう一度目視をしていただいて、こういうふうな人から見た上で調査が必要なものについては調査を提案させて、なおかつその調査が必要であれば調査をしろということでございまして、それについてはきちっと業者のほうでは行って、うちのほうに24検体とかと提案がされてきて、それについて今きちっと検査をしているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） このおっしゃっていることは今東北石綿アセスメント協会のことをおっしゃっていると思うんですけども、実際やる場所は違うわけですよ。実際に工事する人たち、別の、この場合はまるたにさんになるんですか、そうしたらまるたにさんもこういうことをわかってなきゃいけないんじゃないんですか。指導しなきゃいけないんじゃないんですか。この場合は東北石綿アセスメント協会というのは、これ当然知っている人たちであって、実際やる人たちではないわけですよ。工事をやる人たちではないわけですよ。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 石綿アセスメント協会には今アスベストがあるかないかといったような調査と、それに基づく検査機関への検査試料の提出、その検査試料のとり方とかそういったものであって、まるたにさんが行うのは解体工事ですので、例えばアスベストが出た場合にはそれに基づいて、例えば労働基準法上にも基づくようなきちっとした工事をするかどうかということが出来るかであって、アスベスト調査を全てわかっているかどうかという話ではまたちょっと違うのかなとは思っていますけれども。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 当然町の事業者が全てアスベストの危険性とかうんぬんかんぬんをわかっていられないだろうし、それは当然のことだと思うんですけども、しかし確認するというのは必要じゃないんですか。どんなレベルというんですか。

これはもうそういうこと、言いたいことは聞きました。次に進みます。

検証報告書、28検証の件ですけども、ここにおいて震災検証室長の職歴等による専門性及び独立性と客観性を担保するという言葉を使っていますけれども、担保とは普通債務者が債権者に対して裏づけすることですよね。私どもが商売で担保出せとか担保しろとかという言葉よく出てきますけれどもね。この担保は小山先生というんですか、この先生に対して自由にやってくれと、何も文句言わないよと。ということ担保したというふうに捉えればいいんですか。あるいはこの人の言ったこと、この人の調査したことなだから町の人たちは信じてくれということ担保したという、どっちに捉えればいいんですか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 担保という意味ですが、検証するに当たっての意味で使用させていただいているという意味でございます。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 一般的に担保という言葉は、裏づけするということですよ。例えばあなたとの口約束したって話にならないから、何か裏づけくれというような、普通の商売で使うときはそういう使い方ですよ。もちろんこういう人に裏づけするって、じゃあ幾ら積むからやってくれということじゃないと思うんですけども、私はこの人に対して担保しているのか、町民に対して担保しているのかをわかりたいんですよ。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 小山室長に対して担保したという意味でございます。（「はい、それでわかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） それから最後のほうになってくるんですけども、誰のためでもなく、誰に偏ったわけでもなくという文章が出てきます。この中で、ここで誰のためでもなくという、これは当たらないんじゃないんですか。これは町民のためなんじゃないですか。これ調書つくったのは。これはもう明らかに町民のためじゃないですか。これは町長のためでもないでしょうし。これの意味もわかりません。誰に偏ったわけで

もなくとか、どういう意味を言いたいのかよくわからないんですけども、この説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 小山室長が言いたかったのは、きっと客観性を担保するという意味で、当然小山室長は被災者でもございません。また役場職員、その当時の3.11のときは役場職員でもなく、そして当然町民でもありませんし、また縁故関係も誰にもないという意味の意味合いでその言葉を使ったという認識で私は捉えております。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 私もそのように捉えているんですけどもね。けれどもこういう公費でやっているのに、誰のためか明確にこれは目的があるんじゃないですか。町民のためだとか、町民のためにつくっているんだよという、明確な目的はあるんじゃないかと思うんです。ですからこの言い方はおかしいんじゃないかという気がするんです。ということに対してお聞きしたいんです。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 確かに直接書けばこういう表現になったということもあるかもしれませんが、恐らく言いたかったのは誰の利になるようなことでなく、という意味だったんだと思いますね。そういったことでそういう意味でそう言ったんだと思いますね。誰のためでもなくということではなくて、確かに町民のためだったりいろいろな防災に使うためですからね。だからそうではなくて、やっぱり特定の人にその利があるようなことではなくて、ちゃんと公平にやりましたという意味だったんだと思います。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） そういうことで私もそのようにとっているんですけども、ただこの表現はまずいんじゃないかという気がします。これは公費でつくったものなんですから、明らかに町民のためにつくりましたということは公言すべきだと、うたうべきだと考えます。

そういうことで、まとめとしまして、町長、私は町長を尊敬しているんですよ。町長が立候補したとき見ているんです、街角でローソンの前で演説しているのをね。すごいやついるなと思って見ていましたんです。そういうふうに尊敬、そういう意味での尊敬しているんですけども、しかし今起きていることなどを考えますと、何かたるんでいる、言葉は悪いですけどもたるんでいるんじゃないかみたいな気がしてしょうがない

んです。それをガバナンスなんていう自分でもよく理解できていない言葉を使っているんですけれども、私自身こういうことが起きていることって何なのこれって気がするんです。そういうことに対して町長、どう思われますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） まず褒めていただきましてありがとうございます。（「いや、実際そうだったから」の声あり）一つは大変な時期だと。7年たっても職員の半数以上、また倍の方々が派遣でいただいている状況であります。ここ7年8年たってそろそろ復興の締めくくりに入っておりまして、職員の方々が帰られる状況、また西日本においては豪雨があつて、年度途中でありまして帰らざるを得ない状況がありました。また庁舎内においては新採用職員が半分を位置するような状況があつて、大変な状況だということなんですが、いろいろなことが出るということは正直だからなんです。実は。

正直に話しろというのは私の行政運営の気持ちでありまして、やはりいろいろと出る、先ほども給食センターの話も出ました。もしかしたらば個々に報告する必要はないのかもしれないと思いつつも、やはり子供たちの健康にかかわってということで、ぜひ報告はしなきゃならない。普通にやっけて報告することはないので、こういう形で出せば悪いことというんですか、そういうことについては隠すことなく議会または町民の方々に正直に話すと。私自身のポリシーとすればこういう大変な状況の中で戦えるのは正直しかないとは思っていました。その中でやはり行政運営をやっていくということになります。もちろん頭を下げるという部分については、大変町民の方々には不覚ながらそういう状況になっていることは承知、わかりますけれども、大変な組織内におけるさまざまな方々が入っていらっやっけて、それぞれ普通といわれる部分が普通でない状況があるという組織の中には、それにおいてもやはり問題が起きた場合にはことを隠さずに話をするというのは、私の中ではどんなことがあつてもやはり町民の方たちに御迷惑をかけることについては、きちんと発表するよというのでお話しすることで、結果的には新聞を通じながらこういう状況が広く出ているんだろうとは思いますが。決して今の状況は正しいとは思いませんけれども、正直やはり物事を進める中では、正直がまず第一だと私は思っていましたので、これからもやはり何か、人ですから一生懸命やつても間違ふことがあるわけで、私はそれを怒つたりという部分よりも、次どうしたらばこういうことがないようにするかということがすごく大事ではないかなと思つてますから、これからもさまざまな事案が出て、やはり町民の方々に御不便、御不満をかけることがあ

れば正直にお話をして、その対策を練りながら行政運営をしていきたいと強く思っております。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） ありがとうございます。そういうことで私の感じた今起きたこと、この何カ月、半年かそこら辺で起きたことは何たるぞまだろうぐらいな気持ちもあります、実際は。ということで、町長には尊敬していますので町民の皆様というよりもまずは庁舎内をまとめてほしいし、絶対その命令の理想というか信念というか、私のやりたいことを徹底してやるべきだと想います。ただ私は庁舎を壊すのは反対ですけどもね。それは反対、賛成は別です。けれども今の状態を見ますと、ばらばらな気がするんです。それを改めるべきだと。まずそこから始まるべきだと思うのです。ありがとうございました。以上でございます。

○議長（小松則明君） 以上で小笠原正年君の質問を終結いたします。

本日の日程は終了いたしました。

明日5日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後2時15分